

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した
契約の締結実績の概要

令和7年5月14日
国立大学法人和歌山大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④－1建築物の設計、④－2建築物の維持管理、④－3建築物の改修、⑤産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

◆ 電気の供給を受ける契約（高圧・特別高圧）

環境配慮契約（裾切り方式）を実施した件数	2件
----------------------	----

◆ 建築物の設計に関する契約

環境配慮型プロポーザル方式を実施した件数	2件
----------------------	----

以上